

人事同意議案に対する反対討論（要旨）

2011年6月議会

2011/7/6

私は、日本共産党県議団として、提案されました議案第62号鹿児島県人事委員会の委員に、再任として、上園淳（うえぞの・すなお）氏を選任する件について反対し、その理由を述べ、討論いたします。

行政委員会の制度は、自治体の長とは相対的に独立した執行機関として、行政上の決定を慎重かつ公正・中立に行い、かつそれを執行するために設けられたもので、その中でも人事委員会は、人事行政に関する調査研究、企画立案、勧告等を行い、職員の競争試験及び選考を実施し、並びに職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分を審査し、これについて必要な措置を講ずる機関です。

その中で、人事委員会の勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として設けられており、地方公務員法に基づき、職員の給与と民間の給与の比較を行い、それに基づき報告並びに勧告がなされるものであります。

本県では、2005年以来、県政刷新大綱に基づいて職員給与の減額がなされておりますが、この間の民間給与との比較は、実際には減額前のもらってもいない給与の金額での比較がなされてきました。さらに、給料表の改定による減額措置について、人事委員会は、年度当初に遡って遡及することまで勧告しており、人事委員会そのものが職員に対しての不利益処分をくだしてきました。

上園氏は、2008年より人事委員会委員長を務めていますが、先に述べたような本県職員の勤務条件について、繰り返し「適当」とする意見を出してきています。長年県の幹部職員として県や知事を支えてきた氏は、知事からの独立性・中立性を維持するには不十分な面を有していると思わざるをえません。

以上の理由から、上園淳氏の選任に同意できないことを表明し、討論といたします。